

広島県告示第二百五十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第五項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

| 借借権の設定等を受ける者 氏名又は名称 | 住 所 | 借借権の設定等を受ける土地 所 在 | 面積（㎡） |
|------------------------|-------|------------------------------|--------|
| 万田発酵株式会社 | 尾道市 | 尾道市因島重井町字宮沖新開九九七番ほか二筆 | 一、三二七 |
| 農事組合法人はいづかの里乃美 | 三次市 | 三次市三良坂町灰塚字のぞみが丘三四番一ほか一二筆 | 五九、七〇〇 |
| 農事組合法人シバザク | 東広島市 | 東広島市豊栄町乃美一五番一 | 二五 |
| 下三永農事組合法人 | 東広島市 | 東広島市西条町下三永三九 九四番二 | 一、八三一 |
| 森本 敏充 | 東広島市 | 東広島市黒瀬町乃美尾字田 津原五五四八番一ほか六筆 | 七、七五三 |
| 有限会社援農甲立フアーム | 安芸高田市 | 安芸高田市甲田町上甲立字 上紅原一〇三八番一 | 九二一 |

二 認可年月日

令和三年三月二十四日